

知的財産判例セミナー2020

日時 2021年 1月13日(水) 16:10~17:40

会場 オンラインにて開催

※お申込み後 招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

商標法において、第三者の登録商標を無許可で使用した場合には、商標権侵害となるのが原則である。しかしながら、「商標としての使用ではない」又は「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない」(商標法26条1項6号)として、商標権侵害にならない場合がある。そこで、他人のマーク・登録商標をデザインとして使用できるのかについて、判例を見つつ検討する。

1. 講演者紹介 16:10~16:15

国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

2. 商標法講義 16:15~17:30

『他人の有名なマーク・登録商標を、デザインとして使用することはできるのか?』

アストラゼネカ株式会社 執行役員・法務部長 足立 勝 氏

3. 質疑応答 17:30~17:40

参加
無料

登壇者 / 足立 勝

アストラゼネカ株式会社 執行役員・法務部長 (2015年5月~)

- ・前職は、日本コカ・コーラ株式会社 Director&Senior Legal Counsel (2015年4月まで)
- ・米国ニューヨーク州弁護士、
- ・博士(法学・早稲田大学)、LL.M (University of Illinois, College of Law)
- ・早稲田大学 知的財産法制研究所 招聘研究員 (2015年~)
- ・発明推進協会 知的財産研修・経営課程 講師 (2015年~)
- ・日本弁理士会 中央知的財産研究所 会員外研究員 (2012年~)
- ・日本商標協会 理事 (2005年~)、同関西支部 副支部長 (2018年~)
- ・日本マーケティング学会 「ブランドとコミュニケーション」プロジェクトメンバー (2012年~2017年)、同「スポーツ・マーケティング研究会」メンバー (2016年~)



お問合せ・お申込み

※ご記入いただく個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

①ご所属 ②お名前 ③メールアドレス ④電話番号
を添えて、メールでお申込み下さい。

【宛先】
ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

【お問合せ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒756-8511 山口県宇部市常盤台 2-16-1

■ Tel : 0836-85-9942 ■ E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



詳細はQRをチェック

広報 提供プログラム:知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点